

平成 21 年 2 月 4 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「欠損金の繰り戻し還付制度」の復活 平成 21 年度与党税制改正大綱より

急激な景気後退に対する税務面での救済措置が設けられます。

いままで原則として停止され一部の新設法人等のみ適用されていた「欠損金の繰り戻し還付制度」が復活されることとなります。

【対象法人】

青色申告法人である資本金 1 億円以下の普通法人などの中小法人等

【対象期間】

平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額より適用とされます。

この 2 月決算法人から選択することが可能となります。

【欠損金の繰り戻し還付制度の内容】

欠損金が生じた事業年度の前事業年度に納付した法人税の全部または一部が還付されます。

(還付請求額の計算)

$$[\text{前年度の法人税額}] \times ([\text{欠損金の出た事業年度の欠損金額}] \div [\text{前年度の所得金額}])$$

(適用要件)

- (1) 前事業年度（前期）および欠損事業年度（当期）ともに青色申告書を提出していること
- (2) 欠損事業年度の確定申告書を期限内に提出していること。
- (3) (2)の申告書と同時に欠損金の繰り戻しによる還付請求書を提出していること。

あくまでも、法人税の還付請求ですので、事業税・法人住民税については、還付請求できません。ただし、欠損金の繰越控除により 7 年間繰り越すことができます。

【注意事項】

還付請求をした場合は、ほとんどの場合税務調査が行われます。税務調査により欠損金の内容その他会社の帳簿内容等の調査確認が行われます。

場合によっては修正申告書を提出することにもなりますので慎重に判断して、「欠損金の繰り戻し還付請求」を行うかどうかを選択する必要があります。